

財務省告示第七十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成十九年四月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	発行方法	募入決定の	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第四十 二回、第四十三回、第四十四回、 第四十五回、第四十六回、第四 十七回、第四十八回、第四十九 回、第五十三回、第五十五回及 び第五十八回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に 関する法律（平 成十三年法律第 七十五号）以下 の振替法の適用 の適	機関は日本銀行 とする。規定す る利率は格差（ 第七号）に規定 する。利率に 応じた者が加算 する。値をいう。 競争に付して行 われる入札に よる発行の 申し込みの うち利回り格 差の小さい ものからその 応募額を順次 割り当てる。	額 千四百十六億 九百八十三万 三千円	千四百十六億 九百八十三万 三千円	千四百十六億 九百八十三万 三千円

八 最低額面金 五万円

九 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最も額と

額の整数倍の金額によるものと

する。平成十九年四月二十五日

発行の対象国債と、面金額

十 発行価格 出た金額

十一 発行価格 算式による金額

十二 利率 算式による金額

十三 利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

の経過利率 算式による金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)

(一) 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額を加えた算

式により算出した金額を第

十号に規定する期日に払い

込むものとする。

の率前十発行、

の率前十発行、

の率前十発行、

の率前十発行、

の率前十発行、

の率前十発行、

の率前十発行、

(二)

発行時に、その利率、

係る所得税が源泉徴収され、

の所得税が源泉徴収され、

の所得税が源泉徴収され、

の所得税が源泉徴収され、

十四  
利  
子

口座に記載又は記録されるも  
のついでには、前記の式  
に、算出た金額を乗じた  
金額に、(一)の法に  
住者が非居住者又  
は、又は外国に  
出た金額に(一)の  
は、外国に  
得税の率を乗じた金額  
控除するものと  
第十号に規定する  
発行対象債の発行  
と、各債の発行  
算式により、算  
う。ただし、支  
日に、お金の  
日に、お金の  
す。規定

各発行対象国債の額×  
発行対象国債の利率 / 100 × 1  
/ 2

償還金額  
償還金額  
入札の基  
準とする  
各発行対  
象債の  
利息  
元利支  
十八  
十七  
十六  
十五

(別表のとおり)  
額、金額、円、  
平成九年四月  
証券業協会が  
頭売買参考統  
計表に、た、  
た、各発行対  
象債の平均値  
の、日本

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
(利付第二十年庫債五回)	二・九%	平成十年成 日九三月十	百五億円
(利付第二十年庫債三回)	二・〇%	平成十年成 日一三三月十	七十一億円
(利付第二十年庫債九回)	二・一%	平成十年成 日一三三月十	三十六億円
(利付第二十年庫債七回)	二・五%	平成十年成 日一三三月十	二百三億円
(利付第二十年庫債六回)	二・二%	平成十年成 日一三三月十	円百七十六億
(利付第二十年庫債五回)	二・四%	平成十年成 日一三三月十	二十三億円
(利付第二十年庫債四回)	二・五%	平成十年成 日一三三月十	五十三億円
(利付第二十年庫債三回)	二・九%	平成十年成 日一三三月十	円百六十一億
(利付第二十年庫債二回)	二・六%	平成十年成 日一三三月十	六十八億円
(利付第二十年庫債一回)	二・六%	平成十年成 日一三三月十	九十四億円

(別表)

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成十九年四月二十五日

